

平成25年度 定期監査等の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 選挙管理委員会事務局
- 3 監査実施期間 平成25年 8月 6日
- 4 監査結果報告 平成25年11月25日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【選挙管理委員会事務局】

<p>(1) 現金等の管理について 駐車券出納簿において、使用目的の記載がない事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成25年11月25日 駐車券出納簿の摘要欄に使用目的を漏れなく記載することを徹底するよう、所属会議で意識共有を図り、適切な事務処理を行うこととした。</p>
<p>(2) 支出事務について ア 前金払で支出した負担金補助及び交付金において、履行確認がされていない事例が見受けられた。期間満了時には四日市市会計規則第75条に基づき、履行確認を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成25年11月25日 前金払で支出した負担金補助及び交付金について、四日市市会計規則第75条に基づき、課長決裁による履行確認を行うことを徹底するよう、所属会議で意識共有を図り、適切な事務処理を行うこととした。</p>
<p>イ 需用費の支出において、支出命令書に納品書が添付されていない事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成25年11月25日 書類に不備のないよう必要書類を確認し、納品時には業者から納品書を徴収することを徹底するよう、所属会議で意識共有を図り、適切な事務処理を行うこととした。</p>
<p>ウ 需用費及び委託料の支出において、見積書や請求書に代表者印や代表者名が漏れていた事例が見受けられた。四日市市会計規則第35条に基づき、不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認すること。</p>	<p>【措置済】 平成25年11月25日 提出書類に不備のないよう見積書や請求書の受領時にチェックを徹底するよう、所属会議で意識共有を図り、適切な事務処理を行うこととした。</p>
<p>エ 委託料の支出において、支払が遅延していた事例が見受けられた。政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成25年11月25日 政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、遅滞なく支払いを行うことを徹底するよう、所属会議で意識共有を図り、適切な事務処理を行うこととした。</p>

(3) 臨時職員の任用手続きについて

臨時職員の任用に関する決裁において、履歴書や宣誓書の日付が砂消しで字句訂正したものや訂正印が漏れていた事例が見受けられた。任用手続きにおいて不備のない適切な事務処理を行うこと。

【 措置済 】 平成25年11月25日

臨時職員の任用手続きにつき、履歴書や宣誓書の内容についても十分チェックを行い、不備があれば適正に訂正したものを提出させるよう所属会議で意識共有を図り、適切な事務処理を行うこととした。

平成25年度 定期監査等の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 選挙管理委員会事務局
- 3 監査実施期間 平成25年 8月 6日
- 4 監査結果報告 平成25年11月25日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【選挙管理委員会事務局】

<p>(1) 現金等の管理について 駐車券については在庫が多いので、日常の確認を十分に行い、適正な管理を徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年11月25日 日々の出納管理だけでなく、出納の都度理由と枚数を記録することとし、所属内ルールの徹底と、適正な管理のための周知を行った。</p>
<p>(2) 財産管理について 重要物品について、選挙用機器であることの意識はしているが、市の財産であることも意識して管理すること。選挙前は当然のことであるが、年度末には必ず台帳との数量突合とともに、品質、保管状況、事故防止などの問題がないか実査をすること。また、所属長による抜き取り実査も行うこと。併せて、実査した記録（日時、対象、数量、特記事項、所属長の確認など）を文書にして残すこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成26年 3月31日 重要物品について、所属長とともに、年度末に台帳との数量突合と保管状況等問題がないか実査を行った。</p>
<p>(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員の健康管理の面から、労務管理の徹底と業務の効率化、省力化を図り、時間外勤務の縮減に向けた取組みに努めること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成26年 5月26日 長時間にわたる時間外勤務は公務能率並びに職員の健康管理の面から望ましいものでないと認識しており、特定の職員への業務集中等を未然に防止するため、事前承認の徹底に努めるとともに、ノー残業デーには、計画的な事務執行を心がけて速やかに退庁するよう声かけを行っている。</p> <p>【継続努力】 平成26年11月25日 時間外勤務の常態化及び特定の職員への業務集中等を未然に防止するため、引き続き事前承認の徹底に努めている。 また、朝礼時には適宜管理職が計画的な事務執行を心掛けるよう徹底するとともに、ノー残業デーの終業時にも速やかに退庁するよう声かけを行っている。 なお、参議院議員通常選挙を執行した平成25年度と比較すると、平成26年度上半期の時間外勤務は3分の1以下である。</p>

<p>イ 特に、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】 * 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【 継続努力 】 平成26年 5月26日 選挙執行にかかる事務は、短期間で大量の事務を処理するという性格上、大幅な縮減は困難な状況ではあるが、職員の健康管理を考え、総務課職員との協働体制の見直しや事務の効率化、省力化を進めるべく事務手順書を作成した。</p> <p>【 継続努力 】 平成26年11月25日 選挙執行にかかる事務は、短期間で大量の事務を処理するという性格上、大幅な縮減は困難な状況ではあるが、事務手順書を活用し、業務の効率化を図り長時間の時間外勤務の解消に努める。 なお、参議院議員通常選挙を執行した平成25年度と比較すると、平成26年度上半期の時間外勤務は3分の1以下である。</p>
<p>(4) 主要事業の目標設定と評価について 業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、その達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、目標値の設定にあたり客観性に欠けると思われるものが見受けられるので、目標値の達成を図るため、所属として職員一人ひとりの具体的な取組内容と関連づけた根拠に基づき設定するよう改めること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成26年 5月26日 従来は任務目的を投票環境の向上としていたが、具体的な取組を示すために、平成26年度からは投票率の向上に向けた取組みを活動指標に設定していくこととした。</p>
<p>(5) 内部牽制体制と内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の認識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェック体制の強化などを行い、内部事務管理の改善を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成25年11月25日 所属内で事務に関するルールを再確認し、事務手順書の作成を進めるとともに、決裁の際には上位職が十分チェックを行うこととした。</p>

<p>(6) 投票率の向上について 投票所の増設や駐車場整備などに取組んでいるが、投票率は減少傾向であることから、選挙ごとの投票率の推移や分析などが必要である。引き続き、投票率向上に向けた施策を検討し、実施に努めること。併せて、公正で正確な選挙を実施すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成26年 5月26日 選挙ごとに投票率の推移をグラフ化し、年齢別等の面からも投票率を分析し、平成27年度執行の統一地方選挙に向けて、新たな取組みを検討する。四日市選挙啓発学生会「ツナガリ」と連携し、インターネットや携帯電話・スマートフォンを活用した若年層への啓発や、地域に身近な啓発など、より効果的な啓発手法を考案し実施することとした。 また、選挙管理委員会ホームページにおける選挙制度等の情報提供や事務従事者等への研修内容の充実、事務チェック体制の強化をはかる等により、公正で正確な選挙執行を行うこととした。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成26年11月25日 平成27年度執行の統一地方選挙に向けて、移動図書館車両ラッピングやバレンタインデー・ホワイトデー啓発等、選挙啓発学生会「ツナガリ」や明るい選挙推進協議会と連携した啓発を実施することとした。 また、選挙管理委員会ホームページにおける情報提供や事務従事者等への研修内容の充実、事務チェック体制の強化をはかる等により、公正で正確な選挙執行を行うこととした。</p>